様式４－１

誓約書

令和　年　月　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　令和４年度愛媛県県営林材安定供給モデル事業（関屋地区）に係る企画提案公募に参加するにあたり、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて次のとおり誓約いたします。

記

(1)　認定林業事業体又は意欲と能力のある林業経営者であること

(2)　愛媛県知事の審査を受け、令和２・３・４年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること（協定締結までに登録を受ける見込の者を含む）又は令和３・４年度森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込の者を含む）であること

(3)　地方自治法施行令第167条第４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること

(4)　国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること

(5)　銀行取引停止処分を受けていない者であること

(6)　会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること

(7)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

様式４－２（共同事業体用）

誓約書

令和　年　月　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

共同事業体名：

【代表者】

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（以下、構成員列記）

　令和４年度愛媛県県営林材安定供給モデル事業（関屋地区）に係る企画提案公募に参加するため、協力を結成しましたので、受託に関しては連携して行うものとし、共同事業体協定書を提出します。

受託業務について、共同事業体協定書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当企業体代表者に委任します。

なお、代表者及び構成員に関して、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて次のとおり誓約いたします。

記

(1)　認定林業事業体又は意欲と能力のある林業経営者であること

(2)　愛媛県知事の審査を受け、令和２・３・４年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること（協定締結までに登録を受ける見込の者を含む）又は令和３・４年度森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録されている者（協定締結までに登録を受ける見込の者を含む）であること

(3)　地方自治法施行令第167条第４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること

(4)　国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること

(5)　銀行取引停止処分を受けていない者であること

(6)　会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること

(7)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと

様式４－２－ア

委　任　事　項

１　令和４年度愛媛県県営林材安定供給モデル事業（関屋地区）に関して当事業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限

２　企画提案及び見積りに関する一切の権限

３　業務委託料及び既成部分払金の請求及び受領に関する一切の権限

４　その他業務に関して、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

|  |
| --- |
| 使用印 |

様式４－２－イ【例示】

※　下線部には適宜文言を記載すること

共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　令和４年度愛媛県県営林材安定供給モデル事業（　　地区）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託

（２）　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同事業体は、　　　　共同事業体（以下「共同事業体」という。）と称する。

（事務所の住所）

第３条　共同事業体は、事務所を　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同事業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務の協定の履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　共同事業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同事業体の構成員は、次のとおりとする。

　住所（所在地）

　商号又は名称

　代表者職氏名

　住所（所在地）

　商号又は名称

　代表者職氏名

（以下、構成員を列記）

（代表者の氏名）

第６条　共同事業体は、　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同事業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同事業体を代表して発注者及び指導官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、委託料（既成部分払金を含む。）の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　共同事業体の取引金融機関は、　　銀行　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条　共同事業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同事業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が協同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

（構成員の除名）

第12条の２　共同事業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第14条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第15条　共同事業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその席に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　　　　　外　　社は、上記のとおり、愛媛県県営林材安定供給モデル事業（　　地区）の受託に係る共同事業体を結成したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（以下、構成員列記）